

障害福祉現場におけるカスタマーハラスメント等対策事業業務委託に係る

プロポーザル審査要領

このプロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）は、佐賀県障害福祉課が実施する障害福祉現場におけるカスタマーハラスメント等対策事業業務委託に係る受託者を選定するために行うプロポーザルの審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査会及び審査員

- （1）プロポーザル審査は、（2）に掲げる審査委員で構成する審査会において行う。
- （2）審査会は、障害福祉課長、同課副課長、同課係長による計3名の審査員で構成する。
- （3）審査会の会長は、障害福祉課長が務める。
- （4）審査会は、審査員全員の出席がなければ開催することができないものとする。ただし、審査員は自身の出席が不可能な場合、代理の審査員をたてることができる。

2 審査方法

- （1）審査は、原則としてプロポーザル参加者から提出された企画提案書について、その企画意図等の説明を受けた上で行う。
- （2）審査員は、企画提案書及びプロポーザル参加者からの説明に基づき、別表「審査基準」に従い、評価・評点を行うものとする。
- （3）審査会の会長は、審査に際し、専門的な意見を聞く必要があると認めたときは、当該審査に関する専門的な知識を有する者にあらかじめ意見を聞き、その内容を審査会に提供することができる。

（評定の標準）

評定の標準	点数 (15点満点のとき)	点数 (10点満点のとき)	点数 (5点満点のとき)
良い	15点	10点	5点
やや良い	12点	8点	4点
ふつう	9点	6点	3点
やや悪い	6点	4点	2点
悪い	3点	2点	1点

3 審査結果及び委託業者の決定

- （1）審査結果は、評価基準ごとの各審査員の評価点の総計の合計点をふまえ、審査会の意見を聴取し、最終的に審査会の会長が最優秀提案者を委託業者として決定する。ただし、委託業者の決定については、合計点が6割（180点：最低基準点）以上となった場合にのみ行うものとする。
- （2）（1）により委託業者を決定後、当該プロポーザル参加者に対し、書面により採否に係る通知を行うものとする。

別表「審査基準」

審査項目		審査の視点	配点配分
企画提案能力	基本的要件	業務等の理解度	・業務の目的、意義を十分に理解しているか。 5
		カスハラ等の理解度	・障害福祉現場で起こるカスタマーハラスメント等の各種ハラスメントについて、基本的な用語やその対策について十分に理解しているか。 10
		運営全般	・問い合わせ対応や相談員派遣等に関する事務手続きに対する説明等が、派遣先事業者にとって分かりやすく、きめ細やかな対応が可能か。 10
	相談員派遣、集合研修・相談会等開催	対応力 独創性	・カスタマーハラスメント等への対策に係る具体的な手順やマニュアル等の規程の内容等に係る助言のために、労働施策総合推進法等の関連法規を十分に理解している相談員を派遣可能か。 ・事業所ごとの個別ケースに応じた対策の助言ができる相談員を派遣可能か。 ・事業所のカスタマーハラスメント等に関する理解を高めるために独自の工夫があるか。 15
		企画力	・仕様書で求める企画提案がなされているか。 ・事業所のハラスメント対策に関する課題を適切に把握し、課題解決に向けた提案が可能か。 15
		妥当性	・目的に沿った、実現可能な提案となっているか。 10
	業務遂行能力等	業務実施体制	・事業の目的達成のため必要な企画・立案・運営に関してノウハウや専門的知識・能力を有しているか。 10
・業務遂行に必要な人員を確保し、適材適所の体制がとられているか。 5			
業務スケジュール		・業務遂行にあたり適切な計画となっているか。 10	
経費見積		・委託上限額の範囲内での見積りとなっているか。 ・提案内容と見積額の内容は適切か。 10	